

令和5年7月7日

現場代理人等及び監督職員の通知に係る取扱いの変更について（お知らせ）

このことについて、次のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

### 1 余裕期間を設定した工事に係る現場代理人等予定通知書について

（変更前）

契約締結時に現場代理人等予定通知書を提出し、工期の始期の前日までに現場代理人等決定（変更）通知書を提出する。

（変更後）

契約締結時に現場代理人等を決定し、現場代理人等決定（変更）通知書を提出する場合は、現場代理人等予定通知書の提出を不要とする。

### 2 監督職員決定通知書について

（変更前）

契約締結後、契約書と併せて、「監督職員決定通知書」を郵送（交付）する。

（変更後）

公告時、公告文及び設計図書と併せて掲載する「監督職員予定通知書」により、入札参加予定事業者等に予定された監督職員を通知し、契約締結時までに変更がない場合は、この通知をもって受注者あての決定の通知とみなす。

また、契約締結までに変更がある場合は、契約締結時に従来の「監督職員決定通知書」を郵送（交付）する。

なお、契約締結後に変更がある場合も、従来どおりの取り扱いとする。

### 3 その他

令和5年7月7日以降の公告及び見積依頼分から適用

**【担当】**

長崎市魚の町4番1号

長崎市理財部契約検査課 工事契約係

TEL：095-829-1276